

# 光武の新莽に「因りて改めず」についての研究

——「漢承秦制」と同じく「後漢承新莽制」も存在する説の提出——

馬

彪\*

(要旨)

光武帝が後漢国家を建立した時、如何に滅亡した新莽が残した制度に対応したか。『漢書』に「撥乱反正」としたが『独断』に「因而不改」とした。「反正」と「不改」とは矛盾するとみられるが、むしろ後漢が新政権の旧制度に対して「因革」(継承と改革)していた実状であると考えられる。しかし、『漢書』は「正史」であり、その「反正」説の影響が非正史の『独断』の「不改」説より遙かに強かったため、今日に至っても後漢初期、ないし後漢一代の政権が新莽の制度にどこか「因而不改」したかの問題はまだ不明のままである。本文には文献と考古両方の史料を整理し、「礼楽」(天子の「六宗」・玉牒の封禪・明堂・九廟の礼)、「文学」(古文経・讖学)、「歴数」(符瑞・赤帝の説)、「職官」(三公の号・稽首)の礼)、「食貨」(租税・限田・斛制)、「方域」(「土中」の制)、「両都」の制)、「蕃夷」(賜印の制・辺郡の制)などの面において実証した上で、後漢初に始めて後漢一代には確かに多くの面で新莽の制度に「因而不改」という事実の存在を明らかにした。また、劉秀の新莽「西海郡」を継続し

なかつた失敗例を挙げて、後漢一代が王莽の制に「因而不改」の必要性を反面からの論も行った。本論には以上のように得た史料を第一類の王莽改制中成功したもの、第二类の王莽改制中失敗したものが完成しなかつたもの、第三類の王莽改制中失敗したものに三分類した上で、いわゆる劉秀の「因而不改」とは、実は第一類のものにほぼ全般的に「因而不改」、第二类のもの発想に「因而不改」、第三類のものに部分的に「因而不改」という三つの特徴があると指摘した。換言すれば「不改」とは、さらに全ての「不改」と発想の「不改」と部分の「不改」という三つがあることは重要である。本論にはまた劉秀がなぜ滅亡した新莽の制度に「因而不改」したか原因を追究し、後漢初年の「百廢待興」の局面に対して、劉秀陣営の人材不足で、新莽の既存の制度を継続する必要性などの原因がある一方で、新莽政権が失敗してもその制度には合理的部分があったのは最も重要な原因であり、その制度の合理性はあるいは前漢時代における各制度の合理性を吸収したものか、あるいは現実社会の問題を解決するために先秦思想の合理成分の活用であるものと指摘した。劉秀が合

理性ある新莽の制度を全て簡単に全般に受け取ったのではなく、後漢初期の現実に適用なものだけ継続したと考えられる。本論の結論として後漢政権が新莽の制に「因而不改」と「撥乱反正」とも同時に進めても矛盾しなくやっていたのは、当時の事実である。ゆえに学界に前漢が秦に対して「漢承秦制」したことを認めるように、後漢が新莽に対しても「後漢承新莽制」したことを認めるはずであるだろう。

### 一 はじめに

二 後漢時代における新莽の制度に対しての「撥乱反正」と「因而不改」

2・1 後漢前期における新莽の「失中」制度に対しての「撥乱反正」

2・2 後漢後期における新莽制度にも「光武因りて改めず」ものもあるとの認識

三 後漢における天子の礼は新莽の制に「因りて改めず」

3・1 新莽「六宗」の礼に「遵て改めず」

3・2 漢武・王莽の後に玉牒を用いる封禅礼

3・3 新莽が建てた明堂・九廟、後漢にも「因りて改めず」

四 王莽の次に光武も古文経・符讖・赤帝説を継続

4・1 新莽と同じく光武帝も古文経博士を成立させたこと

4・2 「王莽符命を矯用し、光武に及び尤だ讖言を信じ」

4・3 劉向父子の「漢得火（徳）」を「施行」する王莽と劉秀

五 後漢初期官僚制の新莽に「因りて改めず」

5・1 王莽の「三公の号」に「世祖即位して、因りて改めず」

5・2 王莽「『昧死』を去てり『稽首』と曰う」、光武「因りて改めず」

5・3 「光武王莽の余を承り、頗る猛烈を以って政と為す」

六 新莽改革した租税・限田・斛制を「そのまま継承」す

6・1 後漢初年の王莽田租税を「そのまま継承」す

6・2 新莽の「王田」制から劉秀の「度田」制への継承

6・3 後漢以降、新莽「平斛」を標準器として使い続き

七 王莽・劉秀らの遷都と理藩の行政地理的な改革

7・1 「土中」の「東都」を主となす「西都」制の計画と実現

7・2 新莽始めて外国への賜印に国号入れる形式とその延長

八 光武の新莽に継続せずの失敗例―「西海郡」為中心的検討―

8・1 新莽が「西海郡」を設置した始末とその意義

8・2 「西海郡」の「廃棄」したあとの後漢一代に絶えなかった「羌乱」

8・3 後漢における「西海郡」の復旧意向と一時的な回復

九 光武の新莽に「因りて改めず」の特徴とその原因

9・1 光武の新莽に「因りて改めず」の諸特徴

9・2 呂思勉氏の光武「転以承新室之後、聞見所習耳」という見解

9・3 失敗した新莽制度にも合理性がある

十 おわりに「漢承秦制」から「後漢承新莽制」への「因革」  
伝統

## 一 はじめに

紀元二十五年、前漢の皇族出身の劉秀は造反の農民軍を率いて前漢外戚の王莽が立てた「新」帝国（八一―二三）を倒して後漢政権（25―221）を建立した。劉秀が建国した時、如何に失敗した新莽の制度に対応したかについての歴史記録には相反する二つの説がある。それらは『漢書』の「撥乱反正」説と『独断』の「因而不改」説であり、「反正」と「不改」とは矛盾するとみられるが、むしろ後漢が新政権の旧制度に対して「因革」（継統と改革）していた実状であると考えられる。しかし、『漢書』は「正史」であり、その「反正」説の影響が非正史の『独断』の「不改」説より遥かに強かったので、今日に至っても後漢初期、ないし後漢一代の政権が新莽の制度のどこを「因而不改」したかの問題はまだ不明のままである。本論には文献と考古両方の史料を整理し、実証によって後漢初を始まりに、後漢一代には確かに多くの面で新莽の制度に「因而不改」という事実の存在があることを明らかにしたい。さらにこの「因而不

改」という一例を中国史上の「因革」伝承規律の重要な一環と位置付けたい。

## 二 後漢時代における新莽の制度に対しての「撥乱反正」と「因而不改」

後漢後期の史料を調べたら、たしかに後漢時代にはすでに劉秀の開国したときにも新莽の失敗した改革にも「因而不改」のものがあつたが、そのような認識は後漢後期のものだけであり、後漢前期にはなかつたのみならず、かわりに新莽の制度への「撥乱反正」と強調した時代風潮があつたことがわかつた。

### 2・1 後漢前期における新莽の「失中」制度に対しての「撥乱反正」

『漢書』は後漢初年におけるの班彪、班固らの歴史著作であり、その中に彼らは打倒されたばかりの王莽政権とその制度改革と劉秀新政権の制度再建についての歴史家としての見解をよくあらわした。例えば、『食貨志』の「贊」に「至于王莽、制度失中、姦軌弄權、官民俱竭、亡次矣」とあり、『礼楽志』に「世祖受命中興、撥乱反正」とある。強調したいのは、「王莽に至り、制度は中道を失し、姦軌が権力を弄し、官も民もともにやぶれはてたのは、滅亡のならびである」ので、「世祖の劉秀は天命を受けて漢を中興し、乱を治めて正道にかえした」との後漢初年の史家の判断が明白なことである。

### 2・2 後漢後期における新莽制度にも「光武因りて改めず」も

## のもあるとの認識

(後漢) 蔡邕『独断』に「漢、秦法を承く、群臣、上書せばみな『昧死言』と言う。王莽、位を盗み、古法を慕い、『昧死』を去てり『稽首』と曰う。光武、因りて改めず(漢承秦法、群臣上書皆言『昧死言』、王莽盗位慕古法、去『昧死』曰『稽首』。光武因而不改)」とある。(後漢) 応劭『漢官儀』に「王莽の時、議は漢に司徒官無きを以て、故に三公の号を定め、大司馬・大司徒・大司空と曰う。世祖は即位し、因りて改めず(王莽時、議以漢無司徒官、故定三公之号曰大司馬、大司徒、大司空。世祖即位、因而不改)」とある。歴史家が「盗位」の王莽に対して、後漢の開国皇帝でもその制度を「因りて改めず」ことが認められた。

王莽の「新」朝制度に対しては、後漢初期の人間は劉秀の「撥乱反正」という面を強調したが、後漢晩期の人間は劉秀の「因而不改」という面と認めた。二者の間に時代によって人間の感情的な差が理解できると雖も、歴史の事実は一体如何なることであるかと追求するべきである。以下、後漢時代における礼儀・文学・歴数・職官・選挙・食貨・方域・蕃夷などの順序<sup>1)</sup>にしたがって、後漢朝新莽の制度について「因而不改」の史実を検討したい。

### 三 後漢における天子の礼は新莽の制に「因りて改めず」

秦漢とは中国歴史上において最初の帝国時代であり、「皇帝」という天子は従来の帝王と別格な風格を持ち始めた。故に前例がない

天子の礼が必要となった。秦の皇帝は「専任刑罰」や「専任刑法」(『漢書』「刑法志」より)と悪く評判されたが、実は法を重んじた者なら必ず礼を用いるはずであり、秦の始皇は詔を下して「帝号を譲させ」た結果「命を『制』と為し、命を『詔』と為し、天子自ら称して『朕』と曰ふ」、「号して『皇帝』と曰ふ」(『史記』「秦始皇本紀」より)とはいずれも「礼」の制度、しかも天子の礼を創った。劉邦の君臣とも「布衣」に出身したものであるので、「馬上で之(天下)を得た」(『史記』「陸賈列伝」)後に、蕭何が秦律を「約法」し、叔孫通が「易知」「能行」のように秦礼を簡略した(『史記』「叔孫通列伝」より)。漢の武帝に至って、彼が簡約の礼制に不満を持ち、礼制に儒術を縁飾してから、「霸王の道を以つて之を雜ふ」(以霸王道雜之)という「漢家」の制度の形成が始まった(『漢書』「元帝紀」)。漢の元帝以後にいたると、ようやく「純任德教」(同上)となつて、新莽にいたつてもろもろの志向と能力ともある儒者の君臣が生まれ、全般的な帝国制度の標準化的な大改革を行った。改革には成功と失敗ともあったので、その失敗したことを後漢によって「撥乱反正」された一方で、その成功したものは多いに後漢に継承された。

#### 3・1 新莽「六宗」の礼に「遵て改めず」

紀元五年の建武元年、後漢帝国の開国皇帝の劉秀は新莽政権を倒してから、自ら皇帝の位に即いた。『後漢書』「光武帝紀」に劉秀が即位の登基式典について以下のように詳しく記載された。

六月己未、即皇帝位。燔燎告天、禋于六宗、望於群神。其祝文曰：

「皇天上帝、后土神祇、眷顧降命、屬秀黎元、為人父母、秀不敢當。群下百辟、不謀同辭、咸曰、『王莽篡位、秀發憤興兵、破王尋・王邑於昆陽、誅王郎・銅馬於河北、平定天下、海內蒙恩。上當天地之心、下為元元所歸。』」讖記曰、「劉秀發兵捕不道、卯金修德為天子。」秀猶固辭、至于再、至于三。群下僉曰、「皇天大命、不可稽留。」敢不敬承。」於是建元為建武、大赦天下、改鄙為高邑。

ここで少なくとも二点のことがわかった。一には登基の式典は「燔燎告天、禋于六宗」という天を祭祀する礼を採用したことである。二には「祝文」のなかに明白に言ったように「(劉)秀發憤興兵」の原因は王莽が「篡位」の皇帝であるので、その政權を打倒して劉秀が「天子と為し」た。

しかし、考えさせられるのは、劉秀が実施した「燔燎告天、禋于六宗」という登基式典を創始した人間は、打到された「篡位」の王莽であった。

『漢書』「郊祀志」に平帝元始五年(公元5)、王莽の『尚書』「類於上帝、禋于六宗」による奏言に「謹案『周官』「兆五帝於四郊」、山川各因其方、今五帝兆居在雍五時、不合於古。又日月雷風山澤、『易』卦六子之尊氣、所謂六宗也。」とある。そこで王莽が次の奏議を提出した。

「中央帝黃靈后土時及日廟・北辰・北斗・填星・中宿中宮於長安城之未墜兆、東方帝太昊青靈勾芒時及雷公・風伯廟・歲星・東宿東宮於東郊兆、南方炎帝赤靈祝融時及熒惑星・南宿南宮於南郊兆、西

方帝少皞白靈蓐收時及太白星・西宿西宮於西郊兆、北方帝顓頊黑靈玄冥時及月廟・雨師廟・辰星・北宿北宮於北郊兆。」

漢平帝は王莽の奏儀を「可」してから「長安旁諸廟兆時甚盛矣」となった。

したがって、(西晋)司馬彪の『続漢志』に「平帝元始中、謂六宗為『易』卦六子之氣、水・火・雷・風・山・澤也。光武中興、遵而不改」(『後漢書』「光武帝紀上」李賢注より)とある。司馬彪はただ「六宗」という祭祀の法が「平帝元始中」に成立したとして、此の制度は実権力を握る王莽が創つたことを言及しなかった。但し、司馬彪が「光武中興、遵而不改」と明言したのは、ひと言ですばりと問題点を言い当てる、すなわち後漢の開国皇帝が自分の登基式典でも政治敵の王莽が創つた制度を使用したことを指摘した。

### 3・2 漢武・王莽の後に玉牒を用いる封禪礼

封禪とは古代中国帝王として天地神を祭祀する最高の儀礼である。『史記』「封禪書」に「自古受命帝王、曷嘗不封禪」と言った。皇帝制を形成した秦漢時代から、封禪はほぼ歴代皇帝みな憧れの最高の祭祀儀礼となつて、また各時代に封禪礼を実施した皇帝が、みな自分の個性をあらわせる封禪儀礼を行っていた特徴がある。(清)阮元『小滄浪筆談』「封泰山論」に「秦始皇・漢武帝之求長生、光武帝之用讖緯(中略)皆以邪道壞古礼、不足為封禪答。」とある。

この批判的な口調で出したコメントには、秦漢時代における三人の皇帝がみな封禪を行ったとき、自分なりの特色を作り出したこと

を指摘した。しかし、阮元は新莽皇帝の封禪を評論の範囲には入れていなかった。これが怪とするに足りないと思う。なぜならばそもそも王莽の封禪が準備の途中で失敗したので、文献史料に王莽が巡狩したかったのを記したが、彼が封禪を準備したのを載せていない。故に2001年に考古学者が漢長安城の桂宮4号遺蹟で王莽が封禪のために作った玉牒<sup>2</sup>を発見する前まで研究者らは王莽が封禪したかったことを知らなかった。換言すれば、2001年までの歴代の研究者は、誰も古典に記録した王莽が予定していた全国を回る巡狩計画の中には、封禪を行いたいと考えなかった。ただ、新莽帝国の封禪玉牒が見つかったことよって、王莽が巡狩の途中で封禪祭祀礼を実施しようとした史実が明らかになった<sup>3</sup>。

この新史料にしたがって、後漢初代目の皇帝の光武帝が封禪したことに改めて評価しなければならなくなった。

建武三十年（紀元54）、大臣の張純等から光武帝へ封禪するべき理由について、『書』曰「歳二月、東巡狩、至于岱宗、柴、則封禪之義也」（『後漢書』「張純列伝」より）というように上奏した。後漢の君臣たちが古来、いわゆる「封禪の義」とはすなわち「巡狩」と泰山の「柴」という祭祀であるとした考えは明白のことである。ゆえに、ほぼ同じ時代の王莽が巡狩して封禪したかったのは、古来の「封禪の義」にしたがった行動であったのは、違いない。

さらに、今日の新出土資料の証拠によっていうと、もし筆者が阮元『封泰山論』にいう「秦始皇・漢武帝之求長生」と「光武帝之用

讖緯」の間に「王莽之用符命」という一言を加えても蛇足ではないといえよう。なぜならば、光武帝の封禪は時間的に直接に王莽の封禪準備につながったのみならず、彼の「讖緯を用いる」特徴は王莽の「符命を用いる」とことまるで一つのわだちから出たようだ。

### 3・3 新莽が建てた明堂・九廟、後漢にも「因りて改めず」

『孟子』「梁惠王下」に「夫明堂者、王者之堂也」とある。明堂は上古における「王者の堂」であり、秦漢帝国に至って皇帝たちは都の明堂に憧れていたが、いにしえの制度だったので、王莽まで復活できなかった。例えば、文帝のとき儒者の賈山が『至言』によって「定明堂」（『漢書』「賈山伝」より）と上奏したが、実現できなかった。武帝が「古を議し明堂を城南に立て以て諸侯を朝せしめんと欲した（欲議古立明堂城南、以朝諸侯）」（『史記』「孝武本紀」より）が、できなかった。のちに漢の武帝は儒生の献上した黄帝の「明堂図」によって泰山の明堂を造ったが、都長安の明堂は造られなかった。

しかし、王莽が乗権した平帝の時期に、「会哀帝崩、王莽持政、莽少與（劉）歆俱為黃門郎、重之、白太后。太后留歆為右曹太中大夫、遷中壘校尉、義和、京兆尹、使治明堂辟雍、封紅休侯。」（『漢書』「楚元王伝」より）とある。後漢時代の中元元年（紀元56）に至って光武帝が都の洛陽で「初起明堂・靈臺・辟雍」した（『後漢書』「光武帝紀」より）。のちに歴代の皇帝とも明堂を国家の最も大切な礼堂として使用していたとなった。やはり、後漢の光武帝のみならず、彼以後の皇帝たちは断続的にも王莽の復元した明堂制度を続けていたとい

えよう。

王莽時代に造られた「九廟」は、明堂ならべてのもう一つ古制を真似る礼制建築であり、すなわち帝王の宗廟である。古時帝王立廟祭祀祖先、有太祖廟及三昭廟、三穆廟、共七廟。王莽増為祖廟五、親廟四、共九廟。对此『漢書』「王莽伝下」によると王莽地皇元年（紀元20）に「取其材瓦、以起九廟」し、九廟とは祖廟五、親廟四となり、最も大きいのは「黄帝太初祖廟」と呼ばれ、その「太初祖廟東西南北各四十丈、高十七丈、余廟半之。為銅薄櫨、飾以金銀珣文、窮極百工之巧。帶高増下、功費數百鉅萬、卒徒死者萬數。」とある。地皇元年三月正月に「九廟蓋構成」したが、翌年の更始元年（紀元23）八月に更始軍が長安城を陥没し、「九廟・明堂・辟雍」を焼いた（『漢書』「王莽伝」より）。更始三年（紀元25）「赤眉遂燒長安宮室市里、害更始。民飢餓相食、死者數十萬、長安為虛、城中無人行。宗廟園陵皆發掘、唯霸陵・杜陵完。」となった。今日、考古学の発掘でも文献で王莽の「九廟・明堂・辟雍」の建成とその破壊された記録の信憑性を実証できた<sup>4</sup>。

後漢の光武帝はやはり新莽の古の天子廟を復活させた路線にしたがった古制を復元したかった。所謂「世祖中興、固望其一正典礼、合先王七廟之制度」（『東漢会要』「礼二、宗廟」徐天麟按より）と望んだが、できなかった。その理由は上述した「赤眉遂燒長安宮室市里」「長安為虛、城中無人行。宗廟園陵皆發掘」のように、王莽の創った天子廟自体と都に保存した天子廟を記載した古典とも破壊

し、焼けたことであると考えられる。結局は、宋代の徐天麟が『東漢会要』「礼二・宗廟」に「東都儒者如張純・朱浮・曹褒・鄭玄之儔、皆号稱明習典礼、而独不能復古人七廟之制」と述べたようになる。

#### 四 王莽の次に光武も古文経・符讖・赤帝説を継続

##### 4・1 新莽と同じく光武帝も古文経博士を成立させたこと

儒家経学は遅くても漢武帝の時代に盛んになった。『漢書』「儒林伝」の贊に「自武帝立『五経』博士、開弟子員、（中略）初、『書』唯有歐陽、『礼』后有、『易』楊、『春秋』公羊而已。（中略）平帝時、又立『左氏春秋』、『毛詩』・逸、『礼』・古文、『尚書』、所以罔羅遺失、兼而存之、是在其中矣」とある。

ここでわかるのは、漢武帝の時代に、初めて太学に博士を設けた時、今文経学の博士しかなかった。前漢末の平帝に至ると、すなわち王莽の秉政した時代から『左氏春秋』・『毛詩』・逸、『礼』・古文、『尚書』等の古文経学博士は漸く今文経学博士に並べて設けられた。

そもそも太学の古文経学博士が成立することができたのは、劉歆が発案したゆえんであったが、その案を実施したのは王莽の力によつての出来事である。最初、「（劉）歆白『左氏春秋』可立」として、「哀帝納之」したといえども、武帝以来太学博士のポストを独占してきた今文学の「諸儒」に激しく反対されて、成立できなかった（『漢書』「儒林伝」より）。「孝平之世、政自（王）莽出」という時代になると（『漢書』「平帝紀」の贊）、王莽が漢制を改革するため、

今文経と古文経とも推奨していて、ついに『左氏春秋』を含む幾つかの古文経を官学として成立させた。

後漢時代始めの建武二年（紀元26）、朝廷には今文経派と古文経派の間に『左氏春秋』が官学となるべきか、否かの論争が再開した。最終的に「経学博覧」（『後漢書』「馬援列伝」より）の光武帝が、「奮独見之明、興立『左氏』」「穀梁」（『後漢書』「賈逵列伝」より）とした。後漢の光武帝は新しい国を創基するため、新朝の王莽が改革のために『左氏春秋』を官学として成立させた。二者の目的は違いがあるが今・古文経両派とも利用して帝国のイデオロギーを組み立てた動機は同じといえよう。

#### 4・2 「王莽符命を矯用し、光武に及りに尤だ讖言を信じ」

『後漢書』「方術列伝」に「漢自武帝頗好方術、天下懷協道之士、莫不負策抵掌、順風而屈焉。後王莽矯用符命、及光武尤信讖言、士之赴趣時宜者、皆騁馳穿鑿、争談之也。」とある。ここで、前漢の武帝から、新朝の王莽を経て、後漢の光武帝まで、「方術」を好み、政治を行っていた歴史をまとめた。その「符命」と「讖言」とも「方術」だという指摘は注目すべきである。

たしかに「符命」と「讖言」との間には、相違点があるがその共通点はいずれも上天か自然界に出た予言であり、「符命」はその予言の符兆を指して、「讖言」はその予言の言葉を強調する区別がある。ゆえに、「符命」と「讖言」の内質同じ点を示す「符讖」という言葉がある。例えば、『宋書』「符瑞志上」に「太史令賈逵奏陳天文

符讖」とある。その「符讖」とは未来の興敗などを記したものである。新莽朝の建立はいくつかの原因があるが、「符命」を利用したの重要である。『漢書』「揚雄伝賛」に「莽既以符命自立、即位之後欲絶其原以神前事」とある。

『漢書』「王莽伝上」に平帝崩じたあと「前輝光謝囂奏武功長孟通浚井得白石、上円下方、有丹書著石、文曰「告安漢公莽為皇帝」。符命之起、自此始矣。」とあり、『漢書』「元后伝」に「莽遂以符命自立為真皇帝、先奉諸符瑞以白太后、太后大驚。」とある。

後漢の開国皇帝の劉秀はこの「符命の起」の時代に生まれ、彼の父の世代から『易』にいう「河出『圖』、洛出『書』、而聖人則之」といふ符命意識が濃厚だった。『後漢書』「光武帝紀論」に曰く

「皇考南頓君初為濟陽令、以建平元年十二月甲子夜生光武於景舍、有赤光照室中。欽異焉、使卜者王長占之。長辟左右曰、「此兆吉不可言。」是歲界有嘉禾生、一莖九穗、因名光武曰秀。（中略）及始起兵還春陵、遠望舍南、火光赫然屬天、有頃不見。初、道士西門君惠・李守等亦云劉秀當為天子。其王者受命、信有符乎。不然、何以能乘時龍而御天哉。」

この話は新莽時代に「王者受命、信有符」という意識をよく表すことが分かる。そのみならず、実は劉秀が後漢朝に成立したのも王莽と同じく「符命」を利用した。劉秀は『赤伏符』によって皇帝の位に即した。『後漢書』「光武帝紀」に「彊華奉『赤伏符』、曰「劉秀發兵捕不道、四夷雲集龍門野、四七之際火為主」とある。

王莽は「符讖」によって皇帝となった第一号の人物であり、劉秀はその第二号と言っても過言ではない。

#### 4・3 劉向父子の「漢得火(徳)」を「施行」する王莽と劉秀

漢帝国は水徳に当たるとした秦帝国を倒したあとでも、長い間秦制を承し、水徳が続いたが、漢の武帝の時代に土徳に変えた。前漢末になって、「劉向父子以為帝出於震、故包羲氏始受木徳、其後以母伝子、終而復始、自神農・黄帝下歷唐虞三代而漢得火焉。故高祖始起、神母夜号、著赤帝之符、旗章遂赤、自得天統矣。」(『漢書』「郊祀志賛」)となった。

「劉向父子」の作り出した「漢得火(徳)」説について、後漢末の鄧展は「(劉)向父子雖有此議、時不施行、至光武建武二年、乃用火徳、色尚赤耳。」(『漢書』「郊祀志賛」注)と論じた。鄧展の評論には「漢得火(徳)」説が当時「施行せず」と言ったのは正しくない、実は前漢末には王莽がまさにこの「漢得火(徳)」説を利用して、漢が火徳であり、自分が土徳であるという理論で新莽政権をつくったと言ってもよい。

例えば、『漢書』「王莽伝上」によって、王莽が「真天子」となった符命の「金匱」には、「赤帝行璽某(漢高帝の名―引用者注)伝予黄帝金策書」という「檢」を得たあと、すぐに以下の命令を出した。「予以不徳、託于皇初祖考黄帝之後、皇始祖考虞帝之苗裔、而太皇太后之末属。皇天上帝隆顕大佑、成命統序、符契图文、金匱策書、神明詔告、属予以天下兆民。赤帝漢氏高皇帝之靈、承天命、伝国金

策之書、予甚祇畏、敢不欽受！以戊辰直定、御王冠、即真天子位、定有天下之号曰新。」とある。

ここでわかるのは、王莽が漢帝国を変えて「新」帝国となった理由は、「劉向父子」の作り出した「漢得火」の「赤帝」が自ら「黄帝」の後裔たる王莽へ権力を「伝予」したという所以である。

後漢時代になると、光武帝は早く建武二年に「起高廟、建社稷於洛陽、立郊兆于城南、始正火徳、色尚赤。」(『後漢書』「光武帝紀」)とした。これが鄧展の言った「至光武建武二年、乃用火徳、色尚赤耳」ということであり、この光武帝の「用火徳、色尚赤」とは、たしかに劉向父子「議」にしたがった結果だったが、劉秀は王莽のあとに就いてその「議」を利用したのは間違いない。

#### 五 後漢初期官僚制の新莽に「因りて改めず」

5・1 王莽の「三公の号」に「世祖即位しても、因りて改めず」  
秦漢帝国の時代には官僚制度が著しく発達した。その発達した官僚制はのちの中国歴代政治の起点だったともいえ、そのなかに一定の原則的な特徴が現れた。例えば、『漢書』「百官公卿表序」に「自周衰、官失而百職乱、戦国並争、各変異。秦兼天下、建皇帝之号、立百官之職。漢因循而不革、明簡易、隨時宜也。其後頗有所改。王莽篡位、慕從古官、而吏民弗安、亦多虐政、遂以乱亡。故略表举大分、以通古今、備温故知新之義云。」とある。

『漢書』の作者の班氏は後漢初期の人間として、王莽に対して偏

見を持ったのはおかしくないが、そこで漢の官制は秦の官制に対して「因循而不革」という面と「頗有所改」という面ともあったとの指摘は、当時、ないし後の官僚制度みな持つ一つの重要な規則だと明らかにした。実は、このような規則は後漢帝国と新莽の官僚制度との間にもみられた。例えば、王莽の定めた「三公」制は後漢の劉秀の時代にも続けて維持したこともその一例である。

呂思勉がいったように「(光武帝)其政治之術、實在以吏事責三公、而功臣不用。」<sup>5)</sup>である。『後漢書』「賈復列伝」に「是時列侯唯高密(鄧禹——引用者注。下同)、固始(李通)、膠東(賈復)三侯與公卿參議国家大事、恩遇甚厚」とある。当時、この「三侯」とは鄧禹が大司徒、李通が大司空であり、また「參議国家大事」の賈復は事実上の宰相(「功臣不用」の原則によって宰相に名付けず)である。

このような「恩遇甚厚」たる「三公」の号は、光武帝が直接、新莽の制を継続したものである。そもそも、前漢時代における朝廷の丞相制が三公制へ転換したのは古代中国の官制史上にも一大変化ともいえよう。その変化について唐の杜佑に

「秦併天下、建皇帝之号、立百官之職、不師古。始罷侯置守、太尉主五兵、丞相總百揆。又置御史大夫、以貳於相。」<sup>6)</sup>といったことがある。すなわち、秦から前漢にかけての中央政府に設けられた丞相・御史大夫・太尉があるが、たびたび「三公」という俗称があった。三ポストは同じランクの官僚ではなかった。すなわち、丞相は「總百揆」する役で、帝国中央政府にて天子の補佐として朝廷の

總管である。御史大夫は副丞相であり、太尉は専ら軍事を司る。後の二者とも丞相より下のランクに占めた。

しかし、漢の成帝期、すなわち上述した外戚王氏一族が実権を握る時代になると、「三公」とはようやく俗称ではなく、正式な官名となった。杜佑はそれについて次のように言った。「成帝改御史大夫為司空、與大司馬・丞相是為三公、皆宰相也」となった<sup>7)</sup>。そこから、むかしは皇帝の下に一人の人間に集中した丞相の権力を三人に平等に分担されるようになった。結局は秦帝国以来、丞相が持ってきた実権力を分散してしまった。

では、漢の成帝時代に、この「三公」制を実施したのは誰かと確認したら、『漢書』『後漢書』ともはつきり記載していないが、應劭『漢官儀卷上』に「王莽時、議以漢無司徒官、故定三公之号曰大司馬・大司徒・大司空。世祖即位、因而不改」<sup>8)</sup>と記した。この史料によるといくつかがわかった。一には、漢の成帝時代に「三公」号を確立したのは、王莽である。二には、後漢の劉秀「即位」しても、王莽の創った「三公」号に「因而不改」である。

当然ながら、後漢の「因而不改」とは、実は前漢成帝のものではなく、新莽帝国の「三公」制であり、すなわち後漢になると「三公」は架空とされたやりかたも、むしろ新莽帝国のやり方の続きといえよう。

5・2 王莽「昧死」を去てり『稽首』と曰う、光武「因りて改めず」

(清) 顧炎武『日知錄』卷二十八『稽首頓首』に「今表文皆云稽首頓首。蔡邕『獨斷』「漢承秦法、群臣上書、皆言『昧死言』。王莽盜位、篡古法、去『昧死』、曰『稽首』。光武因而不改。朝臣曰『稽首』『頓首』、非朝臣曰『稽首』『再拜』。」といった。

顧炎武の話では前半は蔡邕の『獨斷』を根拠にしたが、後半には何か根拠があるかどうか、明言していなかった。筆者はあえて次の(唐) 李賢『後漢書』「胡広列伝」注に引用した『漢雜事』の記載を補足として書き加えたい。

「凡群臣之書、通於天子者四品：一曰章、二曰奏、三曰表、四曰駁議。章者需頭、稱『稽首上以聞』。謝恩陳事、詣闕通者也。奏者亦需頭、其京師官但言『稽首言』、下『稽首以聞』、其中有所請、若罪法劾案、公府送御史臺、卿校送謁者臺也。表者不需頭、上言『臣某言』、下言『誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪』、左方下附曰『某官臣甲乙上』。」

ここで少なくとも二つのことがわかる。一には王莽が改革した「古法を慕い、『昧死』を去てり『稽首』と曰う。光武、因りて改めず」ということ。一には後漢には単なる王莽の『稽首』のまま改めずのみならず、さらに『頓首』『再拜』など謙遜語を官僚制度の専門用語の規範にしたこと。

いわば、秦漢時代の官僚制度には前漢が秦制に対して「因循而不革」と「頗有所改」ともするようになり、後漢も新しい政権として、新

莽の旧制度をすべて否定することはなく、やはり『漢書』「百官公卿表序」にいうように「略表舉大分、以通古今、備温故知新之義」したことは間違いない。

### 5・3 「光武王莽之余を承り、頗る猛烈を以て政と為す」

王莽は史上においても厳しい政治家として有名であり、彼が儒学を唱え、古制の復旧を主張した一方で、秦の始皇と同じく嚴明の法律を制定し、「法禁煩苛」(『漢書』「王莽伝下」と呼ばれ、悪官吏を罰する銅腕人物であった。王莽が改制のためにたびたび新制を薦め出し、その新制のほとんどは地方豪族の既得利益を損するものだったので、改革の難しさに合わせて厳しい法律で保障しなければならぬ。例えば王莽が即位の翌年に実施した「五均」「六筦」(「六筦」ともいう)という国家の経済管制の六項目、即ち塩鉄酒専売・政府鑄幣・川澤税の徴収及び市価の平抑・政府の信貸管理等である。それらの新制の実行とともに法律を厳しくしたことについて、『漢書』「食貨志下」以下のように記載した。

「義和置命士督五均六筦、郡有数人、皆用富賈。(中略) 乘伝求利、交錯天下。因與郡县通姦、多張空簿、府臧不実、百姓兪病。莽知民苦之、(天鳳四年(一七)) 復下詔曰：「(中略) 每一筦為設科条防禁、犯者罪至死。」姦吏猾民並侵、衆庶各不安生。」

ここでわかるのは、王莽が新制を推奨する時、「郡県」の官員と「富賈」が互いに結託して新制の実施を抵抗した。その抵抗に対して王莽が重い法律によって罰する手を出して、「為設科条防禁、犯者罪至死」

や「姦吏猾民並侵、衆庶各不安生」となった。しかし「衆庶」が造反し、王莽はさらに厳しい法律をくわえるしかなかった。『漢書』「王莽伝」にその事情について「置執法左右刺姦。選用能吏侯霸等分督六尉・六隊、如漢刺史、與三公士郡一人從事。」として、人民造反した理由について「皆曰愁法禁煩苛、不得举手。力作所得、不足以給貢稅。閉門自守、又坐隣伍鑄錢挾銅、姦吏因以愁民。民窮、悉起為盜賊。」と記した。

王莽の律令が苛煩である一の例は、居延漢簡及び近年に出土した敦煌詔條における中央政府が月ごとに農事の注意事項を最底層の地方行政機関に伝えることがある。例えば居延漢簡に「辨衣裳審棺槨之(薄)厚、營丘隴之小大高卑薄厚度貴賤之等級。始建國二年十一月丙子下(二一〇、三五)という文字があり、その簡文について勞榦氏が「蓋王莽宗經、每月必下月令文而期其施行。」と推測した。

劉秀が開国皇帝として官吏を厳しく管理するのは、史書によく表されている。『後漢書』「劉隆列伝」に「時内外群官、多帝自選舉、加以法理嚴察、職事過苦、尚書近臣、至乃捶撲牽曳於前、群臣莫敢正言。」(『後漢書』申屠剛列伝)とある。また、「度田」を実施したとき、劉秀が違法した官吏の腐敗をすばやく発見するため、各地方へ「謁者」を派遣し、「度田」実行の実情をしらべて、汚職の官吏を死罪まで罰した記録がある。「於是遣謁者考実、具知姦状。明年、(劉)隆坐徵下獄、其疇輩十余人皆死。帝以(劉)隆功臣、特免為

庶人。」(『後漢書』「劉隆列伝」とある。ここにいった劉秀が貪官汚吏を打撃したことは建武十六年に行われ、その事件で「度田不実」とした地方官吏の河南尹の張伋と諸郡守等の十余人が処刑された。

『後漢書』「第五倫列伝」に、漢の章帝が即位した時、司空の第五倫が「俗吏苛刻」に不満をもって上奏して曰く、「(第五)倫雖峭直、然常疾俗吏苛刻。及為三公、值帝長者、屢有善政、乃上疏褒称盛美、因以勸成風徳、曰、『(中略)光武承王莽之余、頗以嚴猛為政、後代因之、遂成風化。郡国所舉、類多辨職俗吏、殊未有寛博之選以応上求者也。陳留令劉豫、冠軍令駟協、並以刻薄之姿、臨人宰邑、專念掠殺、務為嚴苦、吏民愁怨、莫不疾之、而今之議者反以為能、違天心、失経義、誠不可不慎也。』」とある。

ここでわかったのは当時、光武が「嚴猛を以て政と為す」ことは「王莽の残余を承り」、而して「後代之に因り、遂に風化と成り」となった。

## 六 新莽改革した租税・「平斛」制を「そのまま継承」す

### 6・1 後漢初年の王莽田租税を「そのまま継承」す

田租は田に課する租税であり、田税ともいい、それが秦漢帝国の最も重要な財源である。前漢時代には田租の制度は何回も変りがあり、『漢書』「食貨志」によると、

「漢興、接秦之敝(中略)輕田租、什五而税一」とあるように、前漢初期の「田租」は秦より「輕」くなった。漢の景帝が「二年、

令民半出田租、三十而税一」ようにさらに減税した。新莽時代には「王田」制の実施とともに、儒者が主張した什一税制を行った。

『漢書』「王莽伝中」によると、始建国元年に王莽が詔令を下して曰く

「古者、設廬井八家、一夫一婦田百畝、什一而税、則国給民富而頌声作。(中略)漢氏減輕田租、三十而税一、常有更賦、罷癘咸出、而豪民侵陵、分田劫假。厥名三十税一、実什税五也。(中略)今更名天下田曰『王田』、奴婢曰『私属』、皆不得売買。其男口不盈八、而田過一井者、分余田予九族隣里郷党。故無田、今当受田者、如制度。敢有非井田聖制、無法惑衆者、投諸四裔、以禦魍魅、如皇始祖考虞帝故事。」

古典には王莽が「更名天下田曰『王田』」と明言したが、「王田」とともになるはずの「什一而税」は本当に実施したかどうか、はっきりしていない。幸いに『後漢書』「光武帝本紀」に載せる建武六年(三〇)の詔で証明できる。詔に曰く

「頃者師旅未解、用度不足、故行什一之税。今軍士屯田、糧儲差積。其令郡国收見田租三十税一、如旧制。」

この史料について山田勝芳は以下のように解釈した。

「後漢代はその初年、この王莽の田租の税率をそのまま継承していたため、一〇分の一であったが、『後漢書』卷一下、光武帝本紀下、建武六年(三〇)十二月二十八日の詔で、

この頃いまだ兵を解くことができず、用度も不足していたので、

一〇分の一税を採用してきた。しかし今は兵による屯田も行われ、軍糧も蓄積が生じてきた。其れ郡国に命じて現田の租の税率を三〇分の一とすること、旧制のようにさせよ。

と述べ、この間、仮に一〇分の一税を採用してきたのは、軍糧の不足と用度不足であり、早晚それは前漢代の伝統である三〇分の一に戻すべきであった、と主張しているようである。しかし、光武帝劉秀は儒学が什一の税を理想としていたことは十分すぎるほど知っていたはずであり、その税制が王莽代の制度でなかったならば、もう少し表現の仕方が変わっていたであろう。」<sup>10</sup>と判断した。

筆者は本文に述べるほかの類似する史料と比べて判断すると、山田氏の説が正しいと信じている。すなわち「後漢代はその初年、この王莽の田租の税率をそのまま継承していたため、一〇分の一であった」という結論に賛成する。

## 6・2 新莽の「王田」制から劉秀の「度田」制への継承

戦国時代から土地が自由に買売されるようになって以来、前漢時代の後期に至って土地の兼併と農民の奴隷化は最も大きな社会問題となつてしまった。前者は原因であり、後者は結果である。土地を失つた農民が或いは奴隷となつたり、或いは佃農となつた。王莽が「王田」「私属」の制を創出し、以上の社会的弊病を解決しようとした。『漢書』「王莽伝」に莽曰く、「今更名天下田曰『王田』、奴婢曰『私属』、皆不得売買。其男口不盈八、而田過一井者、分余田予九族隣里郷党。故無田、今当受田者、如制度。」とある。

「王田」制に個人が土地を買売するのを禁じると規定した。したがって個人が土地を使用する権利はあるが所有する権利なく、即ち徹底的な国有土地所有制を実現して、政府干渉によって土地の兼併及び失地した農民の奴隸化を止めたいという狙いだった。

しかし、この新制が実行して三年たたずして、豪族たちの抵抗にあつたので、「(王) 莽知民怨、乃下書曰、『諸名食王田、皆得売之、勿拘以法。犯私買売庶人者、且一切勿治。』」(『漢書』「王莽伝中」となった。王莽の土地改革は失敗した。前漢土地と奴隸化の社会問題を解決するために、土地と人口とも「皆不得売買」という「王田」「私属」の措置は的をえてはいたが、その政策が理想的すぎることと、現実に制裁する対象となる豪族勢力が強すぎるなどの原因で失敗してしまつた<sup>11)</sup>。

劉秀は新莽政権を倒した後、土地兼併と人口買売の社会問題に対して引き続き政府干渉政策を実行していた。新莽の失敗した教訓を汲取して、王莽の「王田」「私属」制を柔らかくし実行性がある「度田」「限奴」制に改めた。それでも彼の政策は既得権益者の豪族によって暴力的反乱にさらされたので、劉秀はやむを得なく反乱者に厳しい制裁を加えた。劉秀の「度田」「限奴」制の実行について、従来の研究はその政策が失敗したと判断したが、近年の研究者が出土した木簡の新材料に基づいて、文献史料を再検討したうえに、後漢一代にも「度田」「限奴」制が一貫して実行していて失敗ではなく、成功だと結論した<sup>12)</sup>。農民が土地を失つたら自身も豪族の奴隸

になつたので、「度田」と「限奴」とは実は同じことの二つの側面であり、ゆえに両者を同時に行わなければならなかった。

『後漢書』光武帝紀には建武十五年(三十九年)六月に「詔下州郡檢覈墾田頃畝及戸口年紀、又考実二千石長吏阿枉不平者。」とあり、『後漢書』劉隆列伝に「是時、天下墾田多不以実、又戸口年紀互有増減。十五年、詔下州郡檢覈其事、而刺史太守多不均、或優饒豪右、侵刻羸弱、百姓嗟怨、遮道号呼。」とある。

ここでわかるのは、光武帝の「度田」詔令には主な内容は三つがある。一には各州郡の墾田数量を「檢覈」(実否をしらべる)する。二には各州郡の戸籍の人口、年紀を「檢覈」する。三には地方高官の「優饒豪右、侵刻羸弱」という汚職行為を「考実」(実否をしらべる)する。

一九八九年に甘肅省武威県の旱灘坡後漢墓遺跡に出土した「詔令冊簡」(整理者の名付け)と呼ばれるものがあり、その中の第十四号簡に「度田」内容の簡文に「郷吏常以五月度田、七月举畜害、匿田三畝以上、坐」とあり、詔令冊の末簡の第十六簡に文書を発した日付と時刻を「建武十九年正月十四日己亥下」と書いた<sup>13)</sup>。この史料によって、後漢政府が建武十五年に詔令を下して「度田」制を実行してからの建武十九年には辺地の武威郡まで「度田」が実施されていたのを証明することができた。

劉秀の時代から実施し始まつた「度田」という農耕地の調査制度が少なくとも後漢の晩期まで実行していたという研究成果がある。

例えば、袁延勝氏は『後漢書』「郡国志五」の劉昭注に引く伏無忌の記に載せた光武帝から質帝まで後漢全国の戸口数と和帝・安帝・順帝・冲帝・質帝などの五つの時期における全国の墾田数のデータに基づいて「伏無忌の記した和帝・安帝等の時期における墾田数は数字が畝や歩の単位まで精密になされていたのは、当時の田畝統計は厳密的なものだと証明することができる。また「度田」政策が一貫に執行していたのも証明することができる。(伏無忌所記和帝・安帝等時代の墾田数、数字精確に多少畝・多少歩、説明当時の田畝統計是很厳格的。这也説明「度田」政策是一直在執行的)」と結論した。<sup>14</sup>

とにかく、失敗か成功かという議論があっても新莽の「王田」と劉秀の「度田」とも土地制度の改革を実行した。その目的はみな前漢以来の土地と人口の兼併する社会問題を解決しなかった点と、二者とも限田・限奴という国家干渉政策を実施した点も一致したのは違いない。ゆえに劉秀が実際に王莽の土地改革制度を継承し、しかも成功を得たといえよう。

そしてなぜ同じ目的、同じ手段でも王莽は失敗し、劉秀は成功したか。この問題について後漢末の荀悦が王莽の「王田」制と劉秀の「度田」制との比較をして、その失敗の原因を以下のように述べた。

「夫井田之制、不宜于人衆之時、田光人寡、苟為可也。然欲廢之于寡、立之于衆、土地布列在豪強、卒而革之、並有怨心、則生紛亂、制度難行。由是觀之、若高祖初定天下、光武中興之後、人衆稀少、立之

易矣。既未悉備井田之法、宜以口數占田、為之立限、人得耕種、不得買売、以贍貧弱、以防兼併、且為制度張本、不亦宜乎？」(『通典』「食貨一田制上」)

### 6・3 後漢以降、新莽「平斛」を標準器として使いつつ

前漢が秦の度量衡制を継承していたが、その度量衡システムが二百年余りの中ですでに拡大した国家官僚制度に合わないところが現れてきた。したがって、王莽は新朝を成立してから度量衡制度の改革を行った。特に劉歆という秀才が歴代の度量衡制度を考究したうえに、音律に基づいてより精密な度量衡の標準器を改めて設計して創作した。彼は古代中国の度量衡学説を成立したのみならず、度量衡器具のなかで最も技術性が要求される「新莽嘉量」と呼ばれた量器の標準器を製造した。ここで後世に多大な影響を与えた量制の改革を例として述べたい。

まずは、新莽の秦と前漢に使っていた量単位「石」を「斛」に改造した例を挙げてみよう。筆者がフランスの漢学者の Kame氏との共同研究で以下の発見をした。

秦から前漢末までの法定的な量単位は「桶」であったが、実際に使用していったのは重単位の「石」である。表一の「秦及び前漢における重と量との単位関係」に示すように新莽時代の以前は長年、行政の規定と法律の規定との間に食い違いがあり、法律で定めた量単位の「桶」は、行政の規定では「石」となっていた。結果として「石」という単位は「重」と「量」との両方を表示してしまった。

このような曖昧な「石」単位の使用が秦の統一から前漢が引き継いだ度量衡制度の「量」単位と「衡」単位使用の混乱状態を示した。

【表一】 秦及び前漢における重と量との単位関係

◎法律の規定

衡制…石 ↓ 鈞 ↓ 斤 ↓ 兩 ↓ 銖

(1石 ≡ 4鈞；1 ≡ 30斤；1斤 ≡ 16兩；1兩 ≡ 24銖)

量制…桶 ↓ 斗 ↓ 升 (1桶 ≡ 10斗；1斗 ≡ 10升)

◎行政の規定

衡制…石 ↓ 鈞 ↓ 斤 ↓ 兩 ↓ 銖

(1石 ≡ 4鈞；1鈞 ≡ 30斤；1斤 ≡ 16兩；1兩 ≡ 24銖)

量制…石 / 桶 ↓ 斗 ↓ 升 (1石 1桶 ≡ 10斗；1斗 ≡ 10升)

しかし、新莽の度量衡改革で「斛」を用いて従来の量単位の「石」を入れ替えた。そして表二の「新莽改革後の重と量との単位関係」を示すように、秦と前漢の「重量」の区別し難い兩軌制の混乱を止めて、重制と量制とはっきり区別できる一本化した標準的な規定を定め、即ち「斛為十斗」「石為一百二十斤」と初めて明白した。<sup>15</sup>

【表二】 新莽改革後の重と量との単位関係

◎法律と行政の規定

出土した新莽平斛と後漢平斛との比較関係図



図1 「灑(濕)倉平斛」

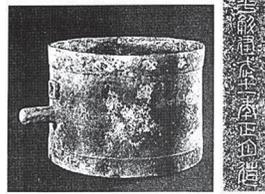


図2 「建武十一年(35)大司農銅平斛」

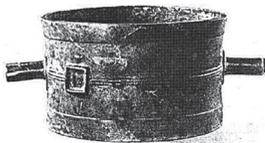


図3 「光和二年(179)大司農銅平斛」

衡制…石↓鈞↓斤↓兩↓銖

(1石≡4鈞；1≡30斤；1斤≡16兩；1兩≡24銖)

量制…斛↓斗↓升(1斛≡10斗；1斗≡10升)

後漢時代の始めから新莽の標準化した「斛」制を徹底的に継続実施していたことは、出土の実物「平斛」(標準斛の意)によって証明できる。ここで出土した新莽の「溧(溧)倉平斛」と後漢前期の「建武十一年(35)大司農銅平斛」と後漢後期の「光和二年(179)大司農銅平斛」との三者の器型・年号・銘文などを次のように比較して検討しよう<sup>16</sup>。

図に揃っている三つの銅斛が比較検討できる理由は、三者ともみな現存の実物があり、写真があるのでその形制が一目瞭然であり、しかもいずれも実際に測量したデータがある。また、三者はみな銘文があり、銘文にはみな「平斛」や「斛」という器物名が明記され、しかも明確な紀年があるのである。具体的にいうと、

図1の器物は円桶形で底部に鑄造の「溧(溧)倉平斛」という四文字の陽文篆書があり、外壁には篆書の刻字で「溧倉銅十斗斛、重五十八斤。新莽始建国天鳳元年三月戊辰□□調工齊長造」という三行の銘文がある。専門家の計算した体積は19375.32cm<sup>3</sup>である。

図2の器物は円桶形で腹壁に一行の銘文が「大司農平斛、建武十一年正月造」とある。計算体積は19600cm<sup>3</sup>である。

図3の器物は円桶形で、器の口沿と底沿とも同じ刻字の銘文が各八十九字があり、それは「大司農以戊寅詔書、秋分之日、同度量、

均衡石、桷斗桶、正權概」。特更為諸州作銅斗・斛・稱・尺、依黃鍾律歷、『九章算數』以均長短・輕重・大小、用齊七政、用海内都同。光和二年閏月廿三日、大司農曹禕・丞淳于宮・右倉曹掾朱音・史韓鴻造。」とあり、器壁に刻んだ「陽安」の二文字がある。計算体積は20400cm<sup>3</sup>である。

三者の比較をして検討した結論をまとめると、

第一には三者みな著名な「新莽嘉量」という斛の形と同じもの、みな銅質、円桶形である。体積はみな約20000cm<sup>3</sup>。

第二には三者みな明確な年号を記し、一つは新莽初年の年号、一つは後漢初年の年号、一つは後漢末の年号である。

第三には新莽初年と後漢初年の二器とも「平斛」と明記した。「平」とは、(魏)『廣雅』に「平、均賦。」とあり、(梁)『玉篇』に「平、齊等也」とある。『史記』「平準書」の「索隱」に「大司農屬官有平準令丞者、以均天下郡國販、貴則賣之、賤則買之。貴賤相權輸、歸于京都、故命曰「平準」。とある。すなわち「平」とは「齊等」「均賦」の意であるので、「平斛」とは賦税の公平を維持する標準器の意である。

第四には後漢初年と末年の二器とも大司農の所造したものと明記されている。「大司農」は中央政府の経済を司る最高の官職であるので、これらの銅斛は後漢政府の製造品として各地方へ頒じた法的標準量器だと判断することができる。

第五には光和大司農銅斛の銘文に「特更為諸州作銅斗・斛・稱・尺、

依黄鍾律歷、『九章算數』以均長短・輕重・大小、用齊七政、用海内都同。」という内容によって、当時の後漢政府が度量衡を統一して「用海内都同」のため、「銅斗・斛・稱・尺を作り」、標準器として「諸州」へ配ったことがある。この斛は間違いなくその標準器の一つである。

したがって、上のいくつかの特徴でわかるのは、後漢一代にも「斛」を標準量器の製造・規格・質地・形状・寸法・頒行の仕方などみな新莽が創造した標準化ものそのまま変更なく継承したのは明白である。

## 七 王莽・劉秀らの遷都と理藩の行政地理的な改革

### 7・1 「土中」の「東都」を主となす「両都」制の計画と実現

前漢代初期、都を長安と洛陽のどこで定着すればよいかとの議論があった。後漢初期にも似たような議論があった。建武元年（紀元二五）十月、劉秀の「車駕入洛陽、幸南宮却非殿、遂定都焉。」（『後漢書』「光武帝本紀下」）になったあと、都を長安にするべきと主張した杜篤が『論都賦』を上奏して曰く、

「非夫大漢之盛、世藉靡土之饒、得御外理内之術、（中略）夫靡州本帝皇所以育業、霸王所以行功、（中略）西被隴。蜀、南通漢中、北扼谷口、東阻欽嶽。関函守嶢、山東道窮。（中略）斯固帝王之淵囿、而守国之利器也。（中略）利器不可久虚、而国家亦不忘乎西都、何必去洛邑之淳澹與。」（『後漢書』「文苑列伝」）

都を洛陽にするままでよいと主張したのは王景という人物がい

る。『後漢書』「循吏列伝」によると、「杜陵杜篤奏上『論都（賦）』、欲令車駕遷還長安。耆老聞者、皆動懷土之心、莫不眷然佇立西望。（王）景以宮廟已立、恐人情疑惑、会時有神雀諸瑞、乃作『金人論』、頌洛邑之美、天人之符、文有可採。」とある。

つまり、西都と東都という両論ともあったが、東都論者が勝利を得た一つの理由は、「神雀諸瑞」という「天人之符」を現したことにあった。しかし、祥瑞以外にもっと根本的な理由は王莽の両都制の創立にあったと考えられる。

新莽時代に周王朝の古礼復活の信念が強いので、王莽はふたたび漢代以来の長安都と別に洛陽にも東都をつくった。『漢書』「王莽伝」に

始建国四年（紀元二八）、王莽が詔を下し、「昔周二后受命、故有東都。西都之居。予之受命、蓋亦如之。其以洛陽為新室東都、常安為新室西都。」とある。さらに、

天鳳元年、「莽以周官、王制之文（中略）分長安城旁六郷、置帥各一人。（中略）大郡至分為五。郡県以亭為名者三百六十、以応符命文也。縁辺又置竟尉、以男為之。諸侯国間田、為黜陟増減云。莽下書曰：「常安西都曰六郷、衆県曰六尉。義陽東都曰六州、衆県曰六隊。粟米之内曰内郡、其外曰近郡。有郭徼者曰辺郡。」とある。

「王莽伝中」に「天鳳元年正月、赦天下。莽曰：「予以二月建寅之節行巡狩之礼、太官齎糒乾肉、内者行張坐臥、所過毋得有所給。予之東巡、必躬載耒、每県則耕、以勸東作。予之南巡、必躬載耨、每

県則薨、以勸南偽。予之西巡、必躬載銜、每県則獲、以勸西成。予之北巡、必躬載拂、每県則粟、以勸蓋藏。畢北巡狩之礼、即于土中居雒陽之都焉。敢有趨謹犯法、輒以軍法從事。」としたとき、大臣らは王莽の母がご病気である理由で現在「巡狩之礼、即于土中居陽之都」のよい時期ではないと奏言した。延期とさめた莽曰：「更以天鳳七年、歲在大梁、倉龍庚辰、行巡狩之礼。厥明年、歲在夷沈、倉龍辛巳、即土之中雒陽之都。」と言つて、「乃遣太傅平晏・大司空王邑之雒陽、宮相宅兆、凶起宗廟・社稷・郊兆云。」となつた。

これらの史料でわかるのは、王莽が『周官』『王制』に記した「昔の周王朝の制度に基づき、秦・前漢以来関中に都をする「西都」の一元行政地域制を変え、常（長）安の「西都」と洛陽の「東都」という二元行政地域制として、計画的に「即于土中居陽之都」の洛陽を天下の中心として前例がない大帝國を創造しようとした。新莽政権が早く打倒されたので、「東都」中心制は実現できなかつた。しかし、「東都」中心制は王莽と同じく儒家理念を崇拜した劉秀の手で実現された。すなわち、『漢書』『礼楽志』にいう「世祖受命中興、撥乱反正、改定京師于土中」となつた。後漢時代には「西都」「東都」という地理的な概念も普及されたのみならず、「東都」は主都、「西都」は賓都という意識もできた。例えば、班固の『兩都賦』に描写したように「中興都洛陽、故以東都為主、而謂西都為賓也。」（班固列伝）にある李賢の注）とある。後漢末に至つても「昔周公營洛邑以寧姫、光武卜東都以隆漢、天之所啓、神之所安」との意識

が濃厚に残つた（『黄瓊列伝』）。

7・2 新莽始めて外国への賜印に国号入れる形式とその延長  
黎虎氏に「外交は漢代國家の政務の一（外交は漢代國家政務の一）」<sup>17</sup>と指摘したように、漢代の外交制度は当時帝國政治制度の重要な一部であつた。

『漢書』『王莽伝』に「王莽之篡位也、建国元年、遣五威将王駿率甄阜・王颯・陳饒・帛敞・丁業六人、多齎金帛、重遣单于、諭暎以受命代漢状、因易单于故印。故印文曰「匈奴单于璽」、莽更曰「新匈奴单于章」。（中略）单于果遣右骨都侯当白将率曰、「漢賜单于印、言「璽」不言「章」、又無「漢」字、諸王已下乃有「漢」言「章」。今印去「璽」加「新」、與臣下無別。願得故印。」将率示以故印、謂曰、「新室順天制作、故印随将率所自為破壞。单于宜奉天命、奉新室之制。」当還白、单于知已無可奈何」とある。

出土した当時の印章が新莽かは外国へ配られた印章には確かに印字の冒頭に「新」あるものの存在を証明することができる。匈奴のみならず、少なくとも烏桓・難兜等の西域諸國へ配つた印章にも同じく「新」という冒頭字がある。まずは漢南北朝時代にはどれほど印字に国名を冠する印象があることを検討したい。

漢南北朝官印にみられる印字に国名を冠す印章一覧

前漢	新莽	後漢	三国	晋	南北朝
滇王之印	新越余壇君	漢委奴国王	無し	晋歸義胡王	無し
越青邑君	新難兜騎君	漢匈奴歸義親漢君		親晋胡王	
越賀陽君	新保塞烏桓西火犁邑率衆侯印	漢匈奴惡適尸逐王		晋歸義胡侯	
	新西国安千制外羌伯右小長	漢匈奴惡適姑夕且渠		晋率善胡邑長	
	新五属左佰長印	漢匈奴呼律居訾成群		晋率善胡仟長	
	新西河左佰長	漢匈奴姑塗黑臺耆		晋率善胡佰長	
	新前胡佰長	漢匈奴呼盧訾尸逐		晋歸義叟王	
	新前胡小長	漢匈奴栗借温禺鞮		晋歸義叟侯	
		漢匈奴伊酒莫当百		晋歸義叟仟長	
		漢匈奴歸義親漢長		晋率善仟長	
		漢匈奴破虜長		晋歸義氏王	
		漢匈奴守善長		晋歸義氏邑長	
		漢歸義鮮卑王		晋歸義氏仟長	
		漢鮮卑率衆長		晋歸義氏佰長	
		漢歸義實邑侯		晋歸義羌王	
		漢青羌邑長		親晋羌王	
		漢破虜羌長		晋歸義羌侯	
		漢歸義羌長		晋率善羌邑長	
		漢歸義羌佰長		晋率善羌仟長	
		漢破虜胡長		晋率善羌佰長	
		漢歸義胡長		晋虜水率善邑長	
		漢歸義胡佰長		晋虜水率善仟長	
		漢率善胡長		晋虜水率善佰長	
		漢休著胡佰長		晋蠻夷歸義王	
		漢仟長印		晋蠻夷王	
		漢歸義夷仟長		晋蠻夷歸義侯	
		漢夷佰長		晋蠻夷率善仟長	
		漢率善氏佰長		晋蠻夷率善佰長	
		漢歸義氏佰長		晋烏丸歸義侯	
		漢歸義蠻邑長		晋烏丸率善邑長	
		漢丁零仟長		晋烏丸率善仟長	
		漢廬水仟長		晋烏丸率善佰長	
		漢廬水佰長		晋鮮卑歸義侯	
		漢屠各率衆長		晋鮮卑率善邑長	
		漢保塞近群邑長		晋鮮卑率善仟長	
		漢保塞烏桓率衆長		晋鮮卑率善佰長	
		漢烏桓率衆長		晋鮮卑率善中郎將	
		漢安邑長		晋率善侯邑長	
		漢叟邑長		晋率善侯仟長	
		漢率衆君		晋率善侯佰長	
		漢邑長印		晋率善韓佰長	
				晋率善猶佰長	
				晋夫余率善佰長	
				晋高句驪率善邑長	
				晋高句驪率善仟長	
				晋高句驪率善佰長	
				晋支胡率善邑長	
				晋支胡率善仟長	
				晋支胡率善佰長	
				晋屠各率善仟長	
				晋屠各率善佰長	
				晋匈奴率善邑長	
				晋匈奴率善佰長	
				晋上郡率善佰長	
				親晋王印	
				晋歸義王	

(表は筆者が羅福頤『秦漢南北朝官印徵存』<sup>1)</sup>の官印実例史料によって作ったものである)

<sup>1)</sup> 表に引用した史料は羅福頤『秦漢南北朝官印徵存』(文物出版社1987年、第四卷「新莽官印」之四「頒給兄弟民族官印」、第六卷「兩漢頒給兄弟民族官印」、第八卷「兩晉官印」之四「頒給兄弟民族官印」のものである。その第六卷の「序言」に「兩漢頒給兄弟民族官印印文上多有漢字、足以徵之。其為前漢或後漢物、因無明徵、故此篇併而為之」と述べたように、羅氏の著に前漢と後漢の物を一括で並べたが、この表には前漢印と後漢印に分けて表記した。表の分析は筆者にある。

表に入れている実例は必ずしも漏れがないとも決していえないが、すべて印章の実物によって作られた印譜であるので、信憑性には問題ないと思う。それらの史料にしたがって、少なくとも以下のいくつかの特徴があるといえよう。

第一、前漢朝廷によって外国に頒賜した印には国名を冠しない。

第二、新莽時代から始めて国名の「新」字を印字の冒頭に冠した。

第三、後漢の朝廷が外国、ないし外族へ頒賜した印章にはほぼみな国名の「漢」字を冠した。

第四、三国及び十六国・南北朝時期には国名の冒頭字がみられない。それは当時の外交関係が無秩序化した原因にあると考えられる。

第五、両晋時代には外国、外族に頒した印字の冒頭にほぼみな国名の「晋」或いは「親晋」という字を冠した。

以上の五つの特徴から印章以外にも数多くの前漢～南北朝時代における外交の変化がみられるが、ここで注目するのは新莽朝廷から外国へ頒賜した印章に国名を明記したことは、それまでなかったことである。そのような国名を冠する印章を外国ないし外民族へ頒賜することは、後漢朝廷が新莽のあとを引き続いて実施したので、のちほど中国朝廷から外国にたいしての一つの外交規範となったのは事実だと判明できる。換言すれば、新莽時代に独創した国名を冠する外交印章のやりかたは、その合理性があるために後漢、そうして少なくとも両晋まで継承されたことも分かった。

## 八 光武の新莽に継続せずの失敗例——後漢に「西海郡」を廃棄した例の検討——

以上のように光武帝が後漢初期の事情によって新莽のある制度を継続した面を述べたが、実は劉秀が新莽のある有効な政策と制度を継続してなく、失敗を招いた例もある。ここでその中の一つの新莽が設置した西海郡を放棄した例をあげて論じたい。

### 8・1 新莽が「西海郡」を設置した始末とその意義

新莽が「西海郡」を設置したことは『漢書』「平帝紀」「王莽伝」と『後漢書』「西羌伝」には記載がある。

『漢書』「王莽伝」に元始四年（紀元4年）、「（王莽が上奏して）今謹案已有東海・南海・北海郡、未有西海郡、請受良願等所獻地為西海郡。（中略）奏可。又増法五十条、犯者徙之西海。」とある。<sup>18</sup>

『後漢書』「西羌伝」に「至王莽輔政、欲耀威徳、以懷遠為名、乃令詛諷旨諸羌、使共獻西海之地、初開以為郡、築五県、辺海亭燧相望焉。」とある。

「西海郡」郡治の所在地については考古学の発見で確認できた。二十世紀四十年代に考古学者ら青海湖の東北側に、湟水南岸の金銀灘に「三角城」とよばれた古城遺址が発掘された。城内に出土した「虎符石匱」に篆刻の銘文があり、その「西海郡虎符石匱、始建国元年十月癸卯、工河南郭戎造」という銘文によって、専門家が該遺跡は王莽の創った西海郡の郡治所在地だと判断した<sup>19</sup>。

「又増法五十条、犯者徙之西海」の記載については、一九九〇年

「甘肅省敦煌懸泉置遺蹟の泥牆上に発現した『使者和中所督察詔書四時月令五十條』があり、専門家が「今現在、いわゆる『増法五十條』はすなわち『詔書四時月令五十條』だと推定することができる（現在可以推定『増法五十條』就是『詔書四時月令五十條』）」と判断した<sup>20</sup>。

つまり、「西海郡」を設置した意義は新莽時代に旧羌人地域には郡県制の成立しながら律令制も実現したといえよう。また「西海郡」の存在は元始四年（4年）から新莽の滅亡した地皇四年（23年）の十九年の中に、新と羌との間に戦争があったが、「辺郡」人民は後漢のように多大な「羌乱」という被害がなかったのは事実である。

西海郡と金城郡との設置関係について、『漢書』『昭帝紀』に、始元六年「以辺塞闊遠、取天水・隴西・張掖郡各二県置金城郡」とある。「地理志下」に「金城郡、昭帝始元六年置。莽曰西海。戸三萬八千四百七十、口十四萬九千六百四十八。県十三」とある<sup>21</sup>。これらの史料によると、金城郡は漢昭帝の時に設置したが、それを王莽の時に「西海と曰ふ」となったように、漢昭帝のつくった金城郡は平帝・新莽時代に設置した「西海郡」との間に合併か分離かの行政関係があったのは違いない<sup>22</sup>。その関係には少なくとも二点を述べたい。第一には、新莽時代には確かに「西海郡」という単独な行政単位を設置した。第二には、「西海郡」は前漢の昭帝が設置した「金城郡」の変身である。すなわち、単独な「西海郡」としては前漢以来設置してきた天水・隴西・張掖・金城の諸郡に引き続き、帝国の

西北「辺塞」に設置したもう一つの郡だといえる。

「西海郡」の「廃棄」とその悪影響に関する史料は『水経注』『河水』に「漢平帝時、王莽秉政、欲耀威徳、以服遠方、諷羌獻西海之地、置西海郡、而築五縣焉。周海亭燧相望。莽篡政紛乱、郡亦廢棄。」とあり、『後漢書』『西羌伝』にも「王莽末、四夷内侵、及莽敗、衆羌遂還抛西海為寇。更始・赤眉之際、羌遂放縱、寇金城・隴西。」とある。すなわち王莽政権の崩潰とともに、羌人が西海地域を収復したのみならず、絶えず後漢の西北辺郡を略奪した「羌乱」が始まった。

8・2 「西海郡」の「廃棄」したあとの後漢一代に絶えなかった「羌

### 乱

後漢初年、匈奴が南北匈奴汗国との分裂によって勢力が衰えたにしがって、西涼の羌族は匈奴に代わり、青海湖周辺における農・牧とも宜しい地理環境により、「羌乱」という後漢の辺境地域に曠日持久の侵擾になった。「羌乱」は後漢一代には最大な辺乱ともいえ、それによってさらに羌地との交通不能のため「自建武至于延光、西域三絶三通」（『後漢書』『西域伝』）となった。前漢帝国以来開拓したシルクロードが何度も切断され、帝国の歴史はある意味では足とどめられた。後漢朝廷が羌人の乱のコントロールを失った根本的な原因は確かに後漢の国家がすでに昔の前漢、新莽帝国のような実力がなくなったことにあるが<sup>23</sup>、一方開国皇帝の劉秀が「方平諸夏、未遑外事」（『後漢書』『南匈奴列伝』）という状況で積極的に新莽の「西

海郡」を復興することができなかったのは、非常に重要な原因だと言えざるをえないと思う。

光武帝の劉秀は約二十年間の戎馬倥傯たる生涯を経て、後漢政權を立ち上げた後、「偃武修文」「與民休息」の政策を出した。『後漢書』「光武帝紀」の記載によって「帝在兵間久、厭武事、且知天下疲耗、思樂息肩。自隴・蜀平後、非倣急、未嘗復言軍旅。(中略) 退功臣而進文吏、戢弓矢而散馬牛、雖道末方古、斯亦止戈之武焉。」のようになつた。したがって、光武帝は羌人の侵入に対してネガティブな方針を打ち出した。さらに、後漢初期から洛陽へ遷都してから、朝廷大臣の多くは中原の出身であるので、辺境涼州の羌人によって行われた反乱に新莽時代の「西海郡」を復旧してコントロールしようとする人が少ない<sup>24</sup>、速くて建武十一年(35年)に「朝臣以金城破羌之西、塗遠多寇、議欲棄之」(『後漢書』馬援列伝)のように涼州地域の管理すること自体を放棄しようと議論した。確かに劉秀はこのような「棄涼」建議に賛成しなかったが、ただ護羌校尉を設けて羌人の動きを監督するようにした。

護羌校尉とは『漢官儀』に「武帝置、秩比二千石、持節、以護西羌。王莽乱、遂罷。時班彪議、宜復其官、以理冤結。帝從之、以牛邯為護羌校尉、都於隴西令居臬」と記したように、その官職は国家から境外民族への監護役であり、時に置かれ時に廃されるものである。そのポストは兵権と地域の管轄権をも持つていない職である。

新莽が羌人地域の拠点として造つた「西海郡」を失つたことによつ

て、後漢時代には「羌乱」が止められなく、漢・羌の間に征戦が頻繁に行われて、辺郡の人民は羌人の侵擾に苦められてた。同時に上述した建武年から朝臣の「棄涼」についての主張は後漢一代絶えなかつた。筆者は後漢の光武帝から靈帝まで、朝廷に行われた五回の「棄涼」議論についてその具体的な議論を分析し、「棄涼」論がなかなか止められない諸要因のなかに朝廷内の中原豪族勢力と西北豪族勢力の間にある政治闘争ということは見逃せない表現を指摘したことがある<sup>25</sup>。たしかに毎回の「棄涼」議論とも否決されたが、前漢以来帝国に創られた涼州の治理を放棄しようかどうかの争論自体は、後漢一代における朝廷が最初から最後まで「羌乱」に対して消極的な、被動的な局面に脱出しなかつたことを現せる。

### 8・3 後漢における「西海郡」の回復意向と一時的な回復

ついに後漢章帝の章和年間(87-88)に曹鳳という人物が新莽の「西海郡」を回復しようと提案した。この人は地方の侯国隴麋の相であり、隴麋国は今日の陝西省汧陽県に位置し、その場所は正に羌人が辺塞へ侵入する要衝のあつたところである<sup>26</sup>。おそらく辺境の侯国相の立場だから彼が羌人と羌地に詳しい人間となつたのだろう。とにかく、『後漢書』「西羌伝」に記載した曹鳳の提出した「西海郡」を回復する案の冒頭に、以下のように後漢の建国以来、羌人が「害と為す」と地理的な分析をした。

「西戎為害、前世所患、臣不能紀古、且以近事言之。自建武以来、其犯法者、常從燒当種起。所以然者、以其居大・小榆谷、土地肥美、

又近塞内、諸種易以為非、難以攻伐。南得鍾存以広其衆、北阻大河因以為固、又有西海魚塩之利、綠山浜水、以広田蓄、故能疆大、常雄諸種、恃其權勇、招誘羌胡。今者衰困、党援壞沮、親屬離叛、餘勝兵者不過數百、亡逃棲竄、遠依發羌。」とある。

曹鳳が後漢初以來、羌人の「患」において「犯法」をしても朝廷がその乱を抑えられない原因は、羌地の「土地肥美」「易以為非、難以攻伐」という地理空間の特徴にあると指摘した。彼の言及した青海のまわりの地域は、まさに新莽の設置した西海郡の所在地であることは注目するべきだ。したがって、曹鳳が羌人の「患」を抑えるために、そのよい地理空間を取るのには目の前の用務のためであり、そのために最も考えられるのは新莽の西海郡を復興する必要となった。ゆえに彼が次の提案を提出した。

「臣愚以為宜及此時、建復西海郡県、規固二榆、広設屯田、隔塞羌胡交関之路、遏絶狂狡窺欲之源。又殖穀富辺、省委輸之役、国家可以無西方之憂。」

ここで曹鳳が西海郡を回復する意義は「国家可以無西方之憂」となることを明白に宣言した。曹鳳の提案の合理性が認められて、漢の章帝が「於是拜（曹）鳳為金城西部都尉、将徙士屯龍耆。後金城長史上官鴻上開置帰義・建威屯田二十七部、侯霸復上置東西邯屯田五部、増留・逢二部、帝皆從之。列屯夾河、合三十四部。其功垂立」となった。

「其功垂立」という記載によって、「復西海郡県」の動きは当時に

は功績が大きかったと考えられる。例えば、『後漢書』「孝和帝紀」に漢和帝永元十四年（102）、「繕修故西海郡、金城西部都尉以戍之。」とあり、李賢の注に「平帝時金城塞外羌猷地、以為西海郡也。光武建武中省金城入隴西郡、至是復繕修之。金城即今蘭州県也。」とある。しかし、その国家プロジェクトを実施してから約三十年を経ても、西海郡がまだ復元してないうち、「至永初（107-113）中、諸羌叛、乃罷」（『後漢書』「西羌伝」より）となった。

その後、『統漢書』「郡国志」注に「献帝建安末、立為西海郡。」と記したが、（清）王先謙『後漢書集解』に錢大説を引き、謂案『献帝起居注』、建安十八年復禹貢九州、雍州部已有西海郡、是立郡不在建安末也。」とした。とにかく、少なくとも漢献帝の建安時代まで後漢一代には、一度西海郡を復元しなかったが、結局できなかった。一方、約二百年に断続していた漢・羌戦争が後漢の朝廷に大きな打撃を与えたのみならず、漢・羌双方の人民に多大な災難を加えたのは事実である。その不幸の結果を行った原因は複雑なことであろうかと思うが、光武帝が王莽の西海郡を復活しなかった失策だったといえる。

## 九 光武の新莽に「因りて改めず」の特徴とその原因

### 9・1 光武の新莽に「因りて改めず」の諸特徴

以上、本論には主に劉秀が数多くの新莽制度に「因而不改」という史実を確認してきて、それらの史料をまとめてみると、次の三種

類たるものとわかる。

第一類は王莽改制中は成功したのに「因而不改」したものである。また王莽が改制して成功したものの継承には、長期継承と短期継承という二類にわかれる。前者は三公の制や封禪の玉牒制や「斛」の量制及び規範的な外交用印章の制などである。例えば、いわゆる秦漢時代に成立した「三公九卿の制」の「三公」制は、実は王莽の時代に確立してから、劉秀に継承されたあと、唐・宋ないし明・清の時代までさまざまの時代に応じる変化があったはしたが、「三公」の称号とその基本的官職構造は変わらない。また中国中央朝廷が外国や外民族へ頒賜する印章に国号を明記するやり方は、分裂時代の中国には見当たらないが後の統一国家時代の中国における重要な外交則となった。また、「斛」の量制は新莽が規定してからのちに約二千年の間引き続き使用されて、中国歴代の重要な制度となった。

短期継承したものは便宜上の措置ともいえ、後漢の初期か或いは後漢の一代だけ実行したものである。例えば、「什一の税」が一時的に実施したが、まもなく止めて前漢代の「三十税一」の制に戻った。また、劉秀が『左伝』を官学として立てたが、のちに廃止した。後漢に盛んになった讖緯学や符命説を提唱することも後漢一代の限りになって、遅くとも晋代になると讖緯と符命説はすでに政府によって禁止され始めた。

第二類は王莽改制中発案したが完成しなかったものに「因而不改」

したものである。例えば巡守の封禪礼に玉牒を使用するのは、確かに漢の武帝時代に始まって新莽では実行できなかったが、劉秀が王莽の後に玉牒の礼にしたがって継続したのは違いない。

また、長安と洛陽という両都制は、初めに新莽が「土中」として創意したが、ついに後漢の朝で完成されたことである。しかもその両都制は中国の歴史上にも断続して維持されていた。そのみならず周礼の古制による新莽の都城建設理念も後漢に継承されてラストエンペラーの時代まで生きていた。

第三類は王莽改制中失敗したものに「因而不改」したものである。例えば「王田」「私属」制と汚職官吏の嚴罰措置などは殆んど失敗したが、後漢に入ると光武帝が新莽の政策を少々改造して実施に敢行して成功した。とにかく、劉秀が限田制と汚職の官僚を懲罰することもみな後漢が新莽の制に継承したことである。

いわゆる劉秀の「因而不改」とは、実は第一類のものはほぼ全般的に「因而不改」、第二類のものは発想に「因而不改」、第三類のものは部分的に「因而不改」という三つの特徴があると指摘できる。換言すれば「不改」とは、さらに全ての「不改」と発想の「不改」と部分の「不改」という三つがあると重要な指摘ができる。

これらの三類の継続する物事をさらに分析すれば、以上の三種実例のなかに第一類が後漢初の短時間に実施したが、まもなく淘汰されたものが僅かに占められていた。他の後漢一代またはのちのある時代やないし以降の各時代にも生きていたものは大多数となった。

したがって光武帝の劉秀が新莽の制に継続したものの殆んどは生命があるのだといえよう。

そしてまだ残した課題があり、一つは劉秀がなぜ新莽の制に「因而不改」したか、またなぜ数多くの新莽の制が後の時代にも生きられていたかということである。

## 9・2 呂思勉氏の光武「転以承新室之後、聞見所習耳」という見解

なぜ劉秀が新莽の制に「因而不改」したかの原因について、呂思勉氏に「光武亦非知礼楽之人、其勸於建立、或転以承新室之後、聞見所習耳。」<sup>27</sup>とした。呂思勉は単なる光武の「転じて以て新室の後を承けるは聞見習い所のみ」という点を指摘しただけではなく、さらにその原因を人材の「礼楽を知る人あらず」ということと簡易に維持できる「聞見所習耳」ということも指摘した。呂氏の評論は簡単すぎるので、次のように筆者なりに解釈と考えを加えたい。

いわゆる「非知礼楽之人」という人材の原因について、(清)趙翼の「東漢功臣多近儒」に言及した考えは理解しやすく、趙翼は前漢の劉邦君臣が「多出於亡命無頼」であるのと違い、劉秀は「君臣多近儒」といった。また趙翼は鄧禹・寇恂・馮異・賈復・耿弇・李忠・朱祐・郭涼・竇融・王霸・耿純・劉隆・景丹などの例をあげて、「是光武諸功臣、大半多習儒術、與光武意氣相孚合。蓋一時之興、其君與臣本皆一氣所鍾、故性情嗜好之相近、有不期然而然者、所謂有是君即有是臣也。」<sup>28</sup>と述べた。

趙翼の話では劉邦等の「多出於亡命無頼」と比べて、劉秀の君臣が確かに「多近儒」とあったが、「近儒」とは「儒」ではなく、あくまで儒將にあたるものであることが重要である。これらの「近儒」という儒將は王莽と劉歆らの儒家あるいは大儒などの君臣と比べたら、むしろ呂思勉氏の言った劉秀が「非知礼楽之人」となる。実は、劉秀だけではなく、後漢初期の君臣とも「非知礼楽之人」だといえよう。

「百廢待興」の局面に面して君臣とも人材の不足であったので、劉秀がやむを得ず「転じて以て新室の後を承けるは聞見習い所のみ」となった。つまり、新莽の既定した制度を継承し、見聞に慣れてきた現存の制度を維持したのは、後漢開国皇帝の劉秀として情勢をよく知る判断であった。

## 9・3 失敗した新莽制度にも合理性がある

本論に揃っていた劉秀または後漢時代に継続された新莽の制度はみな新しい時代にも生きられていた。なぜ倒れた新莽政権の制度の数多くのものが後の時代にまで強い生命力があったか。筆者は新莽の制度には一部の理想化すぎるものや実行する方法に問題(貨幣や行政名の改革)があったものを除いて、多くの継続されたもの、一部のみ継続されたものには合理性があったのが、主な原因であろうかと考える。その合理性の元の一つは前漢時代における各制度の合理性を吸収してできたものだといえよう。例えば、武帝期における封禪の玉牒制や符命を利用することや成帝期における祭祀施設の改

革をする動きや前漢の東海郡・南海郡・北海郡の成立などである。また、現実社会の問題を解決するために先秦時代における政治や科学思想の合理成分の活用であるものもある。例えば、王田の制や什一の税や「土中」の都制や明堂の構想や度量衡の科学思想などである。

劉秀は合理性ある新莽の制度の全てを簡単に受け取ったのではなく、後漢初期の現実に適用なものを継続したと考えられる。

#### 十 おわりに 「漢承秦制」から「後漢承新莽制」への「因革」

##### 伝統

ここで改めて『漢書』「百官公卿表序」にいう「因」「革」説を言及したいが、その史料は以下のとおりである。

「秦兼天下、建皇帝之号、立百官之職。漢因循而不革、明簡易、隨時宜也。其後頗有所改。」

秦天下を兼ね、皇帝の号を建て、百官の職を立つ。漢の因循して革めざるは、簡易なるを明かにし、時宜に随うなり。其の後、改むる頗る所有るといふ班固の観点である。

その論点をさらに検討すれば、それが前漢の時代や官僚制度のみならず、本論に検討した後漢時代も例外ではなく、むしろ各時代やすべての領域にも通じる歴史的な伝承にある原理原則であろう。

少なくとも前漢の秦に「因循而不革」をしたことは、後漢の新しい「因而不改」との関係は単純に偶然だとはいえないであろう。特に

いわゆる「因循而不革」と雖も、最初には「明簡易、隨時宜」という便利さによって継続していたが、後には「頗有所改」となったのは、どんな新時代にも旧時代に対しての継続する自然なプロセスではないであろうか。換言すれば、旧時代の制度にしたがって「因循」するとしても、全部や一部、または旧時代の発案だけ「因循」としたら、その自然なプロセスのなかには部分的な「改」と「革」が必然に入っているはずである。「因」に「革」あり、「革」が「因」の延長だという原理は、前漢の秦に対しても、後漢の新しい対しても現れたのである。

本論の結論として後漢が新莽の制にたいして「因循」したり、「損益」したりしたが、史書にみられる「因而不改」説はその「因循」の面を強調して、「撥乱反正」説はその「損益」面を強調することになった。これまでの学界では「因而不改」についての研究がほぼ空白となっていたので、後漢の新莽の制に「因循」した歴史を無視してしまつたのは、直接に新莽政権への評価に悪影響を与える結果となった。実際に、前漢が秦の制を「撥乱反正」（『漢書』「考武紀賛」）しながら「因循而不革」（『漢書』「百官公卿表序」）にしたと同じように、後漢政権が新莽の制に「因而不改」と「撥乱反正」とも同時に進めても矛盾しなくやっていたのは、当時の事実である。ゆえに学界に前漢が秦にたいして「漢承秦制」したことを認めるように、後漢が新莽にたしても「後漢承新莽制」したことをみとめるはずであろう。これが中国歴史発展のなかに極めて重要な「因革」伝承規

律の一つである。

\* 山口大学大学院東アジア研究科 アジア比較文化コース

(Asian Comparative Culture Course, The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University)

注

- 1 本論には検討する項目は(宋)徐天麟『東漢会要』に載せる「帝系」「礼」「樂」「輿服」「文学」「歴教」「封建」「職官」「選舉」「民政」「食貨」「兵」「刑法」「方域」「蕃夷」という体例を参照したうえに設定したものである。
- 2 発掘者が「封壇泰山」新室昌」と銘文によって出土した玉牒は「王莽擬『封壇泰山』的「玉牒」であると認定した(中国社会科学院考古研究所、日本奈良国立文化財研究所中日聯合考古隊『漢長安城桂宮四号遺址發掘簡報』、『考古』2002年第一期)。
- 3 王莽の「封壇泰山」の「玉牒」についての研究は周郢『新莽政権与泰山』、『泰安教育学院学报·岱宗学刊』2001年第四期、『王莽封禪玉牒索隱』、『故宫文物月刊』(台北)2002年第六期、馮時『王莽封禪玉牒研究』、『考古学報』2006年第一期を参照。王莽の封禪について王芸『王莽巡狩封禪制度新証』(『中国典籍与文化』2005年第三期)には王莽が東巡しながら封禪の礼を行
- 4 中国社会科学院考古研究所『西漢礼制建築遺址』、文物出版社2003年を参照。しかし、発掘遺跡に示せる長安城外における礼制建築群の中にどれが九廟かとの問題は今も定論がない。
- 5 呂思勉『秦漢史』「後漢盛世・光武明章之治」上海古籍出版社1983年版、255頁。
- 6 『通典』「職官一・歷代官制總序」。
- 7 『通典』「職官一」。
- 8 『後漢書』「百官志一」に劉昭の注を参照。
- 9 勞榦『居延漢簡 考釋之部』「居延漢簡考證」中央研究院歷史語言研究所、1960年版、22～23頁。
- 10 山田勝芳『秦漢財政收入の研究』第二章「田租・芻粟税」、汲古書院、1993年12月版pp.85。
- 11 王莽の実施した「王田」「私属」は「皆売買を得ず」という改革の失敗について、学界に王莽の提唱した復古は歴史的な後退だとのマイナス評価をしたが、論者が解釈できないのはなぜ王莽が「王田」によって土地の制度を上古に後退しようとしたのに、「私属」制で奴隸化を止めよう、すなわち農民を上古の奴隸まで後退させたくなかったか。ある研究者は王莽が前漢の土地兼并与農民の奴隸化を止めるため、限田する「王田」制及に限奴する「私属」制を実行したとした。この主張は孟聚『王田制是以限田為目的的原始均田制』、『許昌師專学报』(社会科学版)1987年第4期

- を参照。
- 12 劉秀の「度田」「限奴」制の成敗については、学問史上には八十年代以前の范文瀾・郭沫若等が「度田」失敗論と主張したが、その後孟素卿・曹金華・臧知非・袁延勝らから反論されたことが、文面の限りあるので、こゝで割愛する。
- 13 武威地区博物館『甘肅武威早灘坡東漢墓』、『文物』1993年第10期と李均明・劉軍『武威早灘坡出土漢簡考述』、『文物』1993年第10期第38頁を参照。
- 14 袁延勝『東漢光武帝「度田」再論』、『史學月刊』2010年第8期。
- 15 How the earliest known mathematical writings highlight the state's management of grains in early imperial China, Karine Chemla, Biao Ma (馬彪), *Archive for History of Exact Sciences, Archive for History of Exact Sciences* ISSN 0003-9519 Volume 69 Number 1 Arch. Hist. Exact Sci. (2015) 69:1-53
- 16 こゝで使っている実物の図版と測量データは丘光明・邱隆・楊平『中国科学技術史』(度量衡巻) 科学出版社2003年229-232頁及び金秋鵬『中国科学技術史』(図録巻) 科学出版社2008年503-504頁からの資料である。
- 17 古代中国には外国との交流があっても「外交」といえるかどうかのことは、長い間に学界の議論であった。その議論について学問史的な検討は黎虎氏の『漢唐外交制度史』「前言」(蘭州大学出版社1998年)と『漢代外交体制研究』「付録」(商務印書館2014)を参照。
- 18 胡三省『資治通鑑考異』「漢紀」に「王莽伝」、置西海郡在明年秋、今從『平紀』。」とある。
- 19 安志敏『青海古代文化』、『考古』1959年第一期。
- 20 中国文物研究所、甘肅省文物考古研究所『敦煌懸泉月令詔條』中華書局2001年版、四六頁を参照。
- 21 金城郡に所属する県の数について『漢書』の「昭帝紀」に天水・隴西・張掖郡各二県としたが、「地理志」に「十四(県)」としたのは平帝時期の数だろうか。『漢書』「王莽伝」に西海郡に「築五県」の「五県」とは、或いは十四県の中に、或いはそれらと別となったかとは不明である。王昱・崔永紅『略論「莽設西海郡」及其与金城郡之關係』、『青海師範大學學報』(哲学社会科学版)1987年第一期にある詳しい内容を参照。
- 22 金城郡は平帝・新莽時期に設置した「西海郡」との間の行政關係について研究者には、西海郡即ち金城郡だとの主張や王莽が金城郡を西海郡に改めたこと、初めて造った西海郡は単独な郡だが、後に金城郡に合併した諸論があるが、本稿にはそれらの論の紹介を割愛する。
- 23 『後漢書』「郡国志」に「至光武中興、百姓虚耗、十有二存。中元二年(57)、民戸四百二十七萬千六百參十四、口二千一百萬七千八百二十人。」とある。それは前漢の「王莽秉政」の平帝始元

二年(2)の戸より八九〇多萬を減じ、人口より三八〇〇余萬を減じた。後漢が新莽帝国の実力と比べないほど弱かった。

- 24 閻璘『西海郡故城新発現新莽錢範』に「在城内采集到了西漢和新莽時期的五銖、貨布、貨泉、大泉五十等錢幣和陶範、而不見後漢物、說明這裏在後漢時期已經廢棄。」とある。(『中国錢幣』二〇一六年第一期)。

- 25 後漢における五回の「廢涼」の朝廷議論についての背景、経過及び結果などを詳しい論述は、拙著『秦漢豪族社会研究』第九章「東漢西北豪族的地域性諸特徴」の「廢涼」的堅決反對者」(中国書店二〇〇二年)を参照。

- 26 汧陽道の軍事地理的な重要性は拙作「始皇帝西巡の線路及び沿線禁苑について」(『山口大学文学会志』第66卷2016年3月)を参照。

- 27 呂思勉 p258

- 28 (清)趙翼著、王樹民校證『廿二史劄記校證』「東漢功臣多近儒」に「西漢開国、功臣多出於亡命無賴，至東漢中興、則諸將帥皆有儒者氣象，亦一時風会不同也。光武少時，往長安，受尚書，通大義。及爲帝，每朝罷，数引公卿郎將講論經理。故樊準謂帝雖東征西戰，猶投戈講藝，息馬論道。是帝本好學問，非同漢高之儒冠置溺也。而諸將之應運而興者，亦皆多近於儒。」とある(中華書局1984年版、90-91頁)。